

桜小コミュニティ推進協議会会則

第1章 総則

(名称及び事務所)

第1条 この会は、桜小コミュニティ推進協議会（以下「協議会」という。）と称し、事務所を桜が丘小学校「スポーツクラブ21 さくら」クラブハウスに置く。

(目的)

第2条 協議会は、地域内の自治会と各種団体が互いに連携し、住民の自主的な活動を通じて相互の連帯を深めるとともに、自治意識の高揚を図り、対話と合意による住みよい地域づくりを進めることを目的とする。

(区域)

第3条 本会の区域は、桜が丘小学校区及びかすみ自治会の範囲とする。

(構成員)

第4条 協議会の構成員は、次のとおりとする。

- (1) 前条に定める地域に居住する者
- (2) 前条に定める地域内で事業を行う個人若しくは法人、当該地域内への通学者若しくは通勤者又は当該地域内で活動する各種団体で、協議会が認めたもの

(活動内容)

第5条 協議会は、第2条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 文化及び体育に関すること。
 - (2) 環境の保全及び創造に関すること。
 - (3) 福祉の増進に関すること。
 - (4) 防犯、安全及び防災に関すること。
 - (5) 健康の増進に関すること。
 - (6) 青少年の健全育成に関すること。
 - (7) 良好なまちづくりに関すること。
 - (8) 住民の情報交換及び交流親睦に関すること。
 - (9) 人権啓発に関すること。
 - (10) 広報に関すること。
 - (11) その他、本会の目的を達成するため必要な事業
- 2 協議会は、営利活動、政治活動及び布教等の宗教活動は行わない。

第2章 役員

(役員)

第6条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 事務局長 1名
- (4) 事務局次長 若干名
- (5) 会計 1名
- (6) 監事 2名

2 役員は、構成員から選出し、総会の承認を得て選任する。

(役員の仕事)

第7条 役員の仕事は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。
- (3) 事務局長は、協議会の運営に関する事務を担当するとともに、協議会以外の組織や行政との連絡調整を行う。
- (4) 事務局次長は、事務局長を補佐し、事務局長に事故があるときには、その職務を代理する。
- (5) 会計は、協議会の運営及び活動に伴う経理事務を担当する。
- (6) 監事は、協議会の運営と会計及び資産の状況の監査の事務を担当する。

(役員の仕事)

第8条 役員の仕事は、2年とする。ただし、補欠の役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができる。ただし、同じ役職への就任は、原則として連続2期を超えないものとする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了の後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。
- 4 任期中にやむを得ず、辞任を申し出た場合には、運営委員会で過半数の承認を得られる場合は辞任することができる。
- 5 役員は、総会の承認を得て罷免することができる。

(顧問)

第9条 協議会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、構成員から選出し、役員会または運営委員会の求めに応じて選任する。
- 3 役員会若しくは運営委員会からの求めに応じて必要な助言を聞くことができる。

第3章 総会

(総会)

- 第10条 総会は、代議員制とし、構成員の中から選出された代議員をもって構成する。
- 2 総会は、協議会の最高議決機関であり、毎年1回定期総会を開催する。
 - 3 総会は、次の事項を審議し、決定する。
 - (1) 地域別計画に関すること。
 - (2) 事業計画及び予算に関すること。
 - (3) 事業報告及び決算に関すること。
 - (4) 役員の選任に関すること。
 - (5) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (6) その他協議会に関する基本的事項及び重要事項を決定すること。
 - 4 会長が必要と認めるとき、又は代議員の3分の1以上の請求があったときは、臨時に総会を開催することができる。
 - 5 総会は、代議員の3分の2以上の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した代議員は、総会に出席したものとみなす。
 - 6 総会の議長は、出席した代議員の中から互選により選出する。
 - 7 総会の議決は、出席代議員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは、議長がこれを決する。
 - 8 構成員は、総会を傍聴することができる。

(代議員の選出等)

- 第11条 代議員の選出は、運営委員会で別に定める総会代議員選出基準により選出する。
- 2 代議員の役割は、構成員の代表として、総会に参加する。

(代議員の任期)

- 第12条 代議員の任期は、1年とする。ただし、再任は妨げない。

(総会の議事録)

- 第13条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 日時及び場所
 - (2) 代議員の定数及び出席した代議員数（委任状を提出した代議員を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項
 - (4) 議事の経過の概要及びその結果
 - (5) その他議長が必要と認めた事項
- 2 議事録には、総会において選任された議事録署名人2名の署名をしなければならない。
 - 3 議事録の保存期間は5年とする。

第4章 組織及び会議

(役員会)

第14条 役員会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 役員会は、協議会の運営に関する事、運営委員会へ付議する事項等について協議する。
- 3 役員会は、役員過半数の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した役員は、役員会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第15条 運営委員会は、役員、部会長、別に定める桜小コミュニティ推進協議会運営委員選出基準によって選出される運営委員をもって構成する。

- 2 運営委員会は、総会に諮るべき事項及び組織の具体的運営事項を協議するとともに、協議会の構成団体間の情報共有及び連携調整を行うものとする。
- 3 運営委員会は、予算の補正等を審議し、決定することができる。
- 4 運営委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 5 運営委員会は、運営委員過半数の出席をもって成立する。この場合、委任状を提出した運営委員は、運営委員会に出席したものとみなす。

(部会)

第16条 協議会に、第2条の目的を達成するために、次の部会を置く。

- (1) 体育部
 - (2) 福祉部
 - (3) 民生部
 - (4) 教育・人権部
 - (5) 地域安全部
 - (6) 広報部
 - (7) 市民活動部
- 2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。
 - 3 部会員は、自治会員のほか、協議会の構成団体に所属する者その他構成員の中から選出する。
 - 4 部会長は、部会を構成する団体の互選により選任する。
 - 5 必要に応じて、部会に副会長及び会計を置くことができる。副会長及び会計は、部会長と協議のうえ、会長が指名する。
 - 6 部会は、部会長が必要に応じて招集する。
 - 7 部会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 日時及び場所
 - (2) 部会員の定数及び出席した部会員数（委任状を提出した部会員を含む。）
 - (3) 開催目的、審議事項及び議決事項

- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) その他部会長が必要と認めた事項
- 8 部会の議事録の保存期間は5年とする。
- 9 市民の有志は市民活動部会に所属することができる。

第5章 事務局

(事務局)

第17条 協議会の円滑な運営を行うため、事務局を設置する。

- 2 事務局に事務局長、事務局次長及び事務局員を置く。

(事務局の職務)

第18条 事務局の職務は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関すること。
- (2) 市との連絡調整に関すること。
- (3) 構成団体との連絡調整に関すること。
- (4) その他、会長が必要であると認めること。

第6章 まちづくり計画

(地域別計画)

第19条 協議会は、第2条に規定する目的を達成するために実施する事業を取りまとめた計画（以下「地域別計画」という。）を策定する。

- 2 地域別計画は、まず、各部会が策定（案）を検討し、運営委員会で審議の上作成し、総会の議決を経て定めるものとする。また、地域別計画の見直しを行う場合も同様とする。
- 3 地域別計画の原案の策定に当たっては、会長が必要であると認めたときは、プロジェクトチームを設置することができる。

第7章 会計

(経費)

第20条 協議会の経費は、協議会の会計口座に入金される補助金、交付金、寄附金その他収入をもって充てる。

(会計年度)

第21条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

2 会長は、会計年度開始後に予算が総会において議決されていない場合は、総会において予算が議決されるまでの間、前年度の予算を基準として収入支出をすることができる。

(会計及び資産帳簿の整備)

第22条 協議会は、収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備しなければならない。

2 各部会は、収入・支出に関する諸帳簿等を整備し、会計より提出指示があったときは、関係資料を提出しなければならない。

(監査と報告)

第23条 監事は、会計年度終了後に監査を行い、監査結果を総会において報告しなければならない。

第8章 個人情報の保護・情報公開

(個人情報の保護)

第24条 協議会は、個人の権利及び利益が侵害されることのないよう、個人情報の収集、提供及び管理等については特に慎重に行い、正当な理由がない限り、目的以外の目的のために利用してはならない。

(情報の公開)

第25条 協議会の運営及び事業等に関し、会議の議事録、会計及び資産に関する帳簿の閲覧を請求されたときは、前条に規定する個人情報を除き、正当な理由がない限り、これに応じるものとする。

2 協議会の運営及び事業については、広報紙、広報板、インターネット等を通じて、構成員に情報提供を行うとともに、広聴に努めるものとする。

(情報の共有)

第26条 協議会は、地域内外の各種情報を収集するとともに、適時関係団体等に提供し、それぞれ情報を共有し、組織の運営及び活動を行う。

第9章 雑則

(その他)

第27条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項については、役員会で別に定める。

付 則

(施行期日)

- 1 この会則は、平成27年11月27日から施行する。
この会則は、平成28年5月27日から施行する。

(会計年度の特例)

- 2 協議会の設立初年度の会計年度は、第21条第1項の規定にかかわらず、総会で設立議決のあった日から平成28年3月31日までとする。

(役員任期の補足)

- 3 コミュニティ組織発足初年度における役員の任期については、第8条第1項の規定にかかわらず、平成30年度の総会の日までとする。

桜小コミュニティ推進協議会運営委員選出基準（案）

（趣旨）

第1条 桜小コミュニティ推進協議会会則（以下「会則」という。）第15条第1項に規定する運営委員の選出に関し必要な事項を定める。

（運営委員の選出基準）

第2条 運営委員は、次の各号に掲げる桜小コミュニティ推進協議会の構成団体の代表者とする。

- (1) 会則第3条に規定する区域内の自治会
- (2) マンション管理組合
- (3) スポーツクラブ 21 さくら
- (4) 体育振興会
- (5) 桜小地区福祉委員会
- (6) キャラバンメイト
- (7) 中央地区民生委員児童委員協議会
- (8) 主任児童委員（子育て広場）
- (9) 地区老人会（かすみ老人会）
- (10) 桜が丘小学校区人権啓発推進委員会
- (11) ジョイフルフレンドクラブ
- (12) 桜が丘小学校PTA
- (13) 放課後子ども教室
- (14) 川西防犯協会中央支部
- (15) 川西自主防災会
- (16) 川西市環境衛生推進協議会
- (17) 地域紙発行グループ
- (18) ホームページ作成グループ
- (19) 各種NPO法人
- (20) ボランティア団体

2 前項に定めるもののほか、運営委員会で推薦された者を運営委員に選出することができる。

（補則）

第3条 この基準に定めるもののほか、運営委員の選出に関し必要な事項については、運営委員会で別に定める。

付 則

この基準は、平成27年11月27日から施行する。